

令和7年度春日井市地域防災計画の修正の要旨（案）

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

2 地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画の修正の要旨

（1）愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及び「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正

（ア）生活用水の確保 （地震新旧P12、風水害等新旧P10）

給水タンク、貯水槽等の整備を図り、洗濯等の生活に必要となる水の確保に努めること等

（イ）生活空間の確保 （地震新旧P12、風水害等新旧P10）

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

（ウ）在宅・車中泊避難者への支援 （地震新旧P14、22、風水害等新旧P12、19、20）

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等

（エ）食事の質の確保 （地震新旧P21、22、風水害等新旧P19、20）

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

（オ）トイレの確保・管理 （地震新旧P25、風水害等新旧P23）

簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

イ 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

(地震新旧P15、風水害等新旧P4)

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信等を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

ア 指定一般避難所の新規指定

(地震新旧P3～5、風水害等新旧P8、9、10)

既存の避難所を開設した後に、必要に応じて追加で開設する二次開設避難所として、令和7年6月30日に新規指定した指定一般避難所7か所（東部中学校、坂下中学校、春日井高等学校、春日井西高等学校、高蔵寺高等学校、春日井南高等学校、春日井泉高等学校の体育館及び武道場）について追記

イ 防災体制の整理

(地震新旧P30、31、風水害等新旧P29～31)

組織体制の変更等による防災体制の見直しに伴う修正

3 原子力災害対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

防災基本計画の修正に伴う修正、原子力災害対策指針の改正に伴う修正